

文書番号

6-1-2

VER. 16

環境影響評価要領

環境影響評価要領				
	施行年月日	内容	施行年月日	内容
改訂 履歴	平成10年8月31日	制定	平成22年4月1日	一部改訂
	平成10年10月15日	全部改訂	平成23年4月1日	一部改訂
	平成10年11月16日	一部改訂	平成26年4月1日	一部改訂
	平成11年2月1日	一部改訂	平成27年4月1日	一部改訂
	平成13年2月1日	一部改訂	平成28年4月1日	一部改正
	平成18年4月1日	一部改訂	平成31年4月1日	一部改訂
	平成19年4月1日	一部改訂	令和3年4月1日	一部改訂
	平成21年4月1日	一部改訂	令和4年4月1日	一部改訂
	規定 内容	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 適用範囲</p> <p>第2章 評価の実施</p> <p>第3条 実施時期</p> <p>第4条 環境保全項目の評価の実施</p> <p>第5条 環境負荷項目の評価の実施</p> <p>第3章 評価の登録</p> <p>第6条 環境保全項目の評価の登録</p> <p>第7条 環境負荷項目の評価の登録</p> <p>付 則</p>		

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	6-1-2	ページ 1/2
環境影響評価要領			
第1章 総則			
(趣旨)			
第1条 環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)の構築及び見直し等にあたり、環境側面を特定するための環境影響評価の手続等を定める。			
(適用範囲)			
第2条 環境影響評価は、システムの対象となるすべての事務・事業について、環境保全に資する項目(環境保全項目)と環境に負荷を与えている項目(環境負荷項目)に分けて実施する。評価対象及び評価区分の内容については、環境マネジメントマニュアル6.1.2環境側面を参照する。			
2 評価対象及び評価区分には、現在の活動による影響ばかりでなく、過去の活動及び計画された活動を含むものとする。			
第2章 評価の実施			
(実施時期)			
第3条 環境影響評価の実施時期については、環境マネジメントマニュアル6.1.2環境側面を参照する。			
(環境保全項目の評価の実施)			
第4条 環境保全項目の評価は、板橋区環境基本計画の体系に合わせ、板橋区基本計画等の行政計画から環境保全に資する事業を評価する。			
2 環境影響評価は、様式第1により別表第1の基準に基づき実施する。			
(環境負荷項目の評価の実施)			
第5条 環境マネジメントシステムマニュアル6.1.2環境側面における項目について環境負荷項目として登録し、実施する。			
2 各環境管理推進員は、実行部門長からの指示を受け、所管する事務事業について次の各号により環境影響評価を実施する。			
(1) 環境負荷項目に関する環境影響評価は、様式第2により実施する。			
(2) 様式第2において、法的側面から要求される事項に該当する施設がある場合は、当該施設について環境影響評価書(様式第3~6)を作成し、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う。このとき、評価区分について留意する。			

環境影響評価要領

- (3) 前号において、緊急時において環境影響を有する施設は、別表第2のとおりとする。
- (4) 各実行部門長は、環境管理推進員が作成した様式第2から第6を集約し、内容を審査した上で環境管理責任者に提出する。

第3章 評価の登録

(評価の登録)

第6条 環境管理責任者は、環境保全項目の環境影響評価の結果を環境管理総括者及び「エコポリス板橋」推進本部に報告の上、有意な環境側面としてシステムに登録する。

第7条 環境管理責任者は、環境負荷項目の評価結果を基に、負荷の低減に資する事業を関係部門長と協議の上策定し、環境管理総括者及び「エコポリス板橋」推進本部に報告の上、有意な環境側面としてシステムに登録する。

2 環境管理責任者は、特定の環境負荷に係る環境側面について、別表第3の基準により著しい環境側面を抽出することができる。

付 則 この要領は、平成10年8月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年10月15日から施行する。

付 則 この要領は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成13年2月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(6-1-2) 第4条第2項関係

環境保全項目の評価基準		
<p>環境保全項目の評価は、区の環境施策及び計画について以下の要領で実施する。</p> <p>(1) 各種の計画事業の中から環境保全に資すると思われるものを特定し、下表の項目について重みづけを行う。</p>		
項目	導入評価	重みづけ
①改善重大性	地球的(温暖化、酸性雨など地球環境に資する)及び法的順守事項	3
	地域的(大気・土壌汚染、水質汚濁など地域の環境保全に資する)	2
	局地的(限られた範囲での環境保全に資する)	1
②影響範囲	すべての区民に影響がある	3
	多くの区民に影響がある	2
	一部の区民に影響がある	1
③改善策の技術的・経済的困難さ	実施計画事業であり数値目標がある	4
	既に進行中の事業であり数値目標がある	3
	既に進行中の事業であるが数値目標がない	2
	実施方法を検討中	1
<p>(2) ポイントを合計し、原則として7点以上のものを登録する。</p>		

別表第2(6-1-2) 第5条第2項第3号関係

緊急時において環境影響を有する施設
<p>緊急時において環境影響を有する施設は、以下のとおりである。</p> <p>① 毒物及び劇物取締法の化学物質、労働安全衛生法の化学物質、消防法により指定されている化学物質の保管施設で②以外の施設</p> <p>② 重油、その他の燃料の保管施設(2,000L未満のものを除く)</p> <p>③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理産業廃棄物のうち、廃PCBの保管施設</p>

別表第3(6-1-2) 第7条第2項関係

特定の環境負荷項目の評価基準

環境負荷項目については、通常、様式第2において○がついたものを著しい環境側面を有する施設として登録するが、化学物質(毒劇物等)を少量保管している施設のように周囲に及ぼす環境影響が少ないと思われる施設を著しい環境側面を有するものとして登録するのは不適切である。

従って、特定の環境側面については、以下の方法により著しい環境側面についての抽出を行うことができる。

(1) 環境側面から著しい環境側面の抽出は、「環境影響の大きさ・深刻さ」と「発生頻度・量の大小」の2点により行う。

①環境影響の大きさ・深刻さ

1回あたり(1日あたり)の環境負荷の大きさ・深刻さの評価

大:人体の健康に悪影響を及ぼしうるもの

中:地球環境への悪影響に直結するもの

区内の特有の景観、快適環境を損なうもの

区全体に占める割合が高いもの

小:それ以外

②発生頻度の評価の目安

大:毎日発生するもの・毎日継続するもの、大量なもの

中:定期的あるいは不定期に月1回以上の頻度で発生するもの、

小:それ以外のもの、少量のもの

③評価は次表により行う。

		1回(1日)あたりの環境影響の大きさ・深刻さ		
		大	中	小
環境影響 頻度・量	大	A	B	C
	中	B	B'	D
	小	C	D	E

評価基準は、原則としてA、B、B'のものを登録する。

※「特定の環境負荷項目」は、現状では化学物質に限っている。

環境影響項目調査票 (環境負荷項目)

起案年月日
決定年月日
提出年月日

年 月 日
年 月 日
年 月 日

課

(6-1-2)第5条第2項第1号関係

課・施設名	面積を記入する		環境マネジメントシステムにおける報告担当課名を記入する												
	敷地面積 (㎡)	延べ床面 積(㎡)	エネルギーの消費							資源の消 費(紙)	廃棄物の 排出	自動車の 使用	特定フロ ンの排出	建築・土 木工事に 伴う環境 影響(工 事主管課)	建設副産 物の排出 (工事主管 課)
			電気	ガス	水道	灯油	重油	LPG	その他 ()						
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

課・施設名	該当項目に○をつける。(様式第3~6も作成する)											備 考
	法的側面から要求される事項											
	ボイラー (大防法)	冷温水発 生機(大 防法)	非常用発 電機(大 防法)	送風機 (騒音規 制法)	工場(都 条例)	指定作業 場(都条 例・駐車 場等)	下水道法 対象施設	特別管理 産業廃棄 物(廃掃 法)	毒劇物・ 危険物 (毒劇法・ 消防法)	重油タン ク(消防 法)	その他 ()	
1												
2												
3												
4	上											
5	に											
6	同											
7	じ											
8												
9												
10												

事務局受理日

様式第3

環境影響評価書(環境負荷、大気関係)

起案年月日 年 月 日
 決定年月日 年 月 日
 提出年月日 年 月 日

課・施設名		担当 (連絡先)	
環境影響	大気汚染・その他()	評価区分	定常時・緊急時・非定常時
施設番号		届出(済 ・ 未)	
種類・名称・形式		法令()	
使用開始(予定)年月日		届出 年 月 日	
規模(燃焼能力)		文書保管方法()	
燃料の燃焼量	ガス・重油() (/時・ /年)	硫黄分 % (年 月 日確認)	
使用状況	時 ~ 時 日/月 <input type="checkbox"/> 平常時 <input type="checkbox"/> 非常時のみ	非常発電機の試運転 (回/年) 燃料使用量 (/年)	
実測値等		排出口(×) 速度(m/s) 温度(°C) 法令()	
燃料容量		設置位置()	
規制基準		法令()	
自主基準		目標・根拠()	
緊急事態の可能性			
緊急時対策			
点検・訓練			
管理	直営・委託		
※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、実行部門長が集約し、本データを環境管理事務局に提出 ※記録は作成課・所・園において3年間保存する		事務局受理日	年 月 日

様式第4

環境影響評価書(環境負荷、騒音・振動関係)

起案年月日 年 月 日
 決定年月日 年 月 日
 提出年月日 年 月 日

課・施設名				担当 (連絡先)	
環境影響	騒音・振動・その他()			評価区分	定常時・緊急時・非定常時
施設番号				届出(済 ・ 未)	
種類・名称・形式				法令()	
公称能力				届出 年 月 日	
台数				文書保管方法 ()	
使用開始(予定)年月日				変更過程	
使用状況	時 ~ 時 時間/回 回/日 回/月 <input type="checkbox"/> 平常時 <input type="checkbox"/> 非常時のみ				
防止の方法				実測 (年 月 日 時)	
規制基準	昼()夜()			騒音: 振動: 環境騒音:	
自主基準	昼()夜()			目標・根拠()	
緊急事態の可能性					
緊急時対策					
点検・訓練					
管理	直営・委託				

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、実行部門長が集約し、本データを環境管理事務局に提出
 ※記録は作成課・所・園において3年間保存する

事務局受理日

--

様式第5

環境影響評価書(環境負荷、駐車場・水質関係)

起案年月日 年 月 日
 決定年月日 年 月 日
 提出年月日 年 月 日

課・施設名		担当 (連絡先)	
環境影響		騒音・地下水・その他()	評価区分 定常時・緊急時・非定常時
施設番号		届出(済 ・ 未)	
種類・名称・形式		法令()	
自動車 駐 車 場	駐車台数	総数() 大型車() 普通車()	<input type="checkbox"/> 環境確保条例(指定作業場) <input type="checkbox"/> 下水道法、東京都下水道条例 緊急時(有・無) (緊急時の対策等)
	駐車形式	オープン() 地下平置() 機械式()	
	1日の出入台数		
	使用時間	時 ~ 時	
	騒音防止の方法		
	管理	直営・委託	
水 質 関 係	発生源		水質管理者届出(済 ・ 未) (平成 年 月 日)
	処理水量	(最大 l/日)(平均 l/日)	(水質の状況)
	処理設備		
	総排水量	m ³ /月	
	点検・訓練		
管理	直営・委託		

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、実行部門長が集約し、本データを環境管理事務局に提出
 ※記録は作成課・所・園において3年間保存する

事務局受理日	年 月 日
--------	-------

様式第6

環境影響評価書(環境負荷、化学物質関係)

起案年月日 年 月 日
 決定年月日 年 月 日
 提出年月日 年 月 日

課・施設名					担当 (連絡先)	
環境影響		化学物質・その他()			評価区分	定常時・緊急時・非定常時
毒物・劇物・危険物等の使用	種類・名称	保管量	用途	種別	使用量の把握	有・無
				毒・劇・危・労	在庫管理	
				毒・劇・危・労	文書管理方法	
				毒・劇・危・労	危害予防規程 (緊急時の対策)	有・無 名称 ()
				毒・劇・危・労		
				毒・劇・危・労		
農薬等の使用	種類・名称	時期・回数	場所方法	使用量	使用主体	職員・委託 委託先 ()
					保管	有・無 方法 ()
						使用量の把握
					MSDS管理	有・無
					(緊急時の対策)	
(廃棄物の管理・処理の方法・緊急時対策)					届出(要・不要)	
(高圧ガスの管理・緊急時対策)					法令	
法定管理者 法令: (要・不要)		法令:			選任資格者名() 選任資格者名()	
※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、実行部門長が集約し、本データを環境管理事務局に提出 ※記録は作成課・所・園において3年間保存する					事務局受理日	年 月 日